

第39回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成22年12月22日(水曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	6番	松 尾 文 雄		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 100 号 佐用町学童保育条例の制定について（委員会付託）
日程第 2 . 議案第 99 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
日程第 3 . 議案第 92 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について
日程第 4 . 議案第 93 号 佐用町過疎地域自立振興基金条例の制定について
日程第 5 . 議案第 94 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第 6 . 議案第 98 号 佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
日程第 7 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 09 時 29 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

いよいよ 12 月議会最終日となりました。今日で、本会議、最終になると、今年最終になるということなのですが、ひとつよろしく願いをいたします。

本日、松尾文雄君から、病気入院治療のためということで欠席届が提出されております。受理しておりますので、報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。総務課長、報告事項、何か。

総務課長（坪内頼男君） 失礼します。

一般会計の補正予算、3号で、平岡議員の方からご質問を受けておりました。民生費の保育園の臨時職員の増額の明細をとということでしたので、賃金 1,230 万の明細について、項目については、その質疑の時にお答えしております。その項目、3点の項目について、金額を今からご報告させていただきたいと思っております。

まず 1 点目の、保育士が 4 月 1 日以降増えた分として、380 万。保育士が増えた分として 380 万。

それと、園児の送迎バスの運転員の任用形態の変更ということで、59 万。

3 点目の当初予算の見積り誤りということで 791 万。

合計 1,230 万。そういうことでご報告させていただきます。以上です。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 補正予算の中で、鍋島議員の方から質問がありました債務負担行為の関係で、本日、平成 22 年度債務負担行為当初予算ということで、企画防災課の関係の 2 点を挙げさせていただいております。

まず、被災者生活復興資金の貸付金利子補給負担金ということで、当初予算では、平成 23 年から 26 年まで、限度額 206 万 7,000 円ということで、債務負担行為を挙げております。その明細を付けさせていただいております。借入件数は 97 件、貸付額は 1 億 9,978 万ということで、利子補給額も、23 年から 26 年までということで、総額では 170 万 7,883

円ということでございます。

それから、もう1件、住宅災害復興融資利子補給ということで、平成23年から平成26年度まで1,520万の限度額を設定しております。11月末では、借入件数5件で、対象額が8,080万。利子補給額につきましては、23年から27年ということで、502万6,900円。この27年というのは、今年度、22年度の借入で5年間の利子補給ということなんですけれども、借入日によりまして、22年度までまたがっております。この件につきましては、まだ、今年度、まだ、借入者もございまして、額も、これからまだ変わってくる見込みであります。今後の予定としましては、借入額等が決定した中で、また、この期間、限度額等については補正計上を予定をいたしております。以上です。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 引き続き、申し訳ございません。

私とこ、一般会計3件と特別会計2件、ご報告をさせていただきます。

まず1点目はですね、南光地域福祉センター運営費の中の19万1,000円の賃金の減額でございますけれども、これにつきましては、ご案内のとおり5月1日よりですね、平日2時間、あるいは、2時間ですね。それから、受付業務、風呂の関係ですけれども、これが短縮してございます。この部分が、主たる原因でございまして、休日については、5時間半短縮をいたしております。

一方ではですね、貸館受付業務については、これは、見えてこない部分がございますので、そういった申し出があったらですね、賃金置いておかなければならないという部分がございますので、見込みとして、プラスマイナス19万1,000円を減額をしたものでございます。

それから、2点目、鍋島議員からお尋ねのありました、児童特例給付の36万円でございますけれども、これにつきましては、ご案内のとおり、国民年金、あるいは厚生年金、基本的な所得制限があるんですけれども、国民年金以外、主たる部分が厚生年金でございますけれども、これについては、11パーセントないしは15パーセントぐらいの上乗せの制度がございます。扶養親族数によっても違うんですけれども、用心を踏んでですね、3歳未満3人、1万円を予定しておりましたけれども、所得が多い方が、簡単に言えばいらっしやらなかったということで、減額を、この際、さしていただいたものでございます。

それから、井上議員からお尋ねの父子家庭、どのぐらいいらっしやるんだということでございますけれども、12月現在でですね、6世帯でございます。

それから、特別会計でございますけれども、財政安定化基金の、この期間のことをおっしゃったと思うんですけども、基本的には、10日の日にお答えしましたとおりでございます。返還期間については、24年から26年度の、第5期ですね、期間中に返済するものでございまして、無利子でございます。

それから、最後に在宅介護サービスの給付費の明細というお尋ねでございましたけれども、これには、多種多様なサービスがございまして、訪問介護において、約500万。それから、訪問看護400万。通所介護約4,000万。通所リハビリ800万。短期入所生活介護800万。特定施設入所者介護約500万。福祉用具貸与約300万ということで、合計、今回7,261万9,000円を増額するものでございます。10日の日、適切なご回答ができなかったことを深くお詫びを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、報告は終わりました。
それでは、本日の日程に入ります。

日程第 1 . 議案第 100 号 佐用町学童保育条例の制定について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 日程第 1、まず日程第 1 は、議案第 100 号、佐用町学童保育条例の制定についてを議題といたします。

議案第 100 号につきましては、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長（井上洋文君） それでは、総務常任委員会に付託された案件の審査報告を行います。

総務常任委員会は、去る 12 月 7 日火曜日、役場 3 階委員会室兼控室で、午前 9 時 28 分から午前 10 時 44 分まで行いました。

出席者は、井上、高木、大下、平岡、矢内の委員。松尾委員は、入院のため欠席。当局より説明のため出席した者は、町長、副町長、総務課長、教育課長、大永教育推進室長補佐、事務局より局長、局長補佐でした。

それでは、議案第 100 号、佐用町学童保育条例の制定についての 1 件が、今回の審査でございます。

最初に当局より追加説明があり、23 年度から条例に基づいた本格的な実施をしていきたいと思っている。対象は全小学校の 3 年生以下全員を対象にする。6 年生までの中でやむを得ない場合は対象としていかなければならないという考えを持っている。また、所得に応じて減免、免除の措置を取れるようにしておりますとのことでした。また、夏休み、冬休み、春休みにおいても受け付ける。それから、この度、条例によりまして、資格を有する方々に指導していただく体制をとりたいと説明がありました。

質疑に入り、主なものは、夏休み、冬休み、春休み、送りは個人でやるのか。スクールバスか。答弁としまして、個々の家ではなく、集合場所にスクールバスで迎えに行く。

質疑としまして、希望者の把握、運営のあり方等、計画している内容は。答弁として、1 月、各学校、保育園、マリア幼稚園、1 年生、2 年生の児童を対象に、募集案内を発送する等。

質疑としまして、定員は 60 名だがオーバーしないのか。答弁として、23 年度は、50 人ぐらいを見込んでいる。

質疑としまして、財源について。答弁として、学童保育の放課後プランという事業の中で考えている。1 会場 20 人以上、開設日 250 日以上。

質疑としまして、希望者を 1 箇所に集めるのは可能か。答弁として、検討しているが、中心的には、スクールバスを利用したい。

等の質疑、答弁のあったところでございます。討論はなく採決に入り、議案第 100 号、佐用町学童保育条例については、賛成、挙手全員、原案のとおり可決されました。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 100 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 100 号について、当初説明では、全小学校を対象にと説明され、全小学校とは、全小学生徒とは違いまして、全小学校といえ、上月小学校とか、久崎小学校、幕山小学校と、小学校を指すんであって、そこの生徒を指すものではないと。まあ、生徒も含まれるかも分かりませんが、で、私は、全小学校を対象にするということの中で、全小学校に学童保育がなされるものかと思っておりましたが、噂によると、生徒だという話であります。

で、全生徒を対象にというふうな話では、説明ではなかったと当初、伺っております。説明の中でね。で、全生徒を対象にしたんじゃなくして、全小学校を対象にしたということであるならば、私は、全小学校で学童保育が、されるものかと思っておりましたが、そうではないような話を伺ったんで、で、今、井上議員の質問においても、全小学校と説明、今、されましたんで、全小学校ということであるなら、全小学校でされるのか、される場所はどこか、限定されるのか、そういった質問があったかどうかを、ちょっと伺いたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

総務常任委員長（井上洋文君） この委員会の中では、ございませんでした。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） ということは、これは、どこの場所であるかどうかということの協議とか検討とか、そういうことはなされなかったんですか。そういうのは、なかったんですか。

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

総務常任委員長（井上洋文君） この場所ではありませんでした。マリアということだけでございました。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

10 番（山本幹雄君） マリアということだけなんやね。

総務常任委員長（井上洋文君） はい。

10 番（山本幹雄君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） 他に、はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 賛成討論ですけど、いいですか。

議長（矢内作夫君） 反対討論はありますか。はい、ないようですので、はい、結構です。賛成討論、どうぞ。

17 番（平岡きぬ糸君） 総務委員会で、全会一致可決した、学童保育条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

今回の条例制定は、全小学校の児童を対象として、放課後学童保育を実施するもので、保育料の減免をするなど、保護者の要望にも応えております。

しかし、委員会でもありましたが、マリア幼稚園 1 箇所だけの学童保育実施は、三河や江川、石井、幕山などからの利用は、現実的に、困難性があります。学童保育は、全小学校区ごとに実施することを求め、賛成討論とします。

議長（矢内作夫君） はい、討論は、終わりました。

他にありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 100 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 100 号、佐用町学童保育条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 . 議案第 99 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、議案第 99 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 99 号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、山田弘治君。

〔産業建設常任委員長 山田弘治君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田弘治君） それでは、第 39 回定例会開会日に付託を受けました、議案第 99 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についての審査経過と結果について報告をいたします。

平成 22 年 12 月 9 日、役場 3 階委員会室兼控室で、午前 9 時 28 分開会し、10 時 1 分に付託案件審査を終了。10 時 15 分に委員会を閉会いたしております。

当日の出席者は、委員全員と矢内議長。当局からは、町長、副町長、商工観光課長、係長の出席を願いました。事務局からは、事務局長と局長補佐であります。

議長、そして町長のあいさつを受けた後、直ちに、産業建設常任委員会を開会し、まず、当局から追加説明を受けた後、議案の審査に入りました。

これからは、問、答弁という形で、報告をさせていただきます。

まず、委員からの問でありますけれども、設備使用料から、付属設備使用料に、規則を移行すると言われたが、地方自治法 228 条では、使用料は条例で定めるとあるが。答弁、新地方自治法講座といわれる本の中では、使用料の徴収は、条例に定めるとなっているが、一定の限度額を設定して、この範囲で、町の定める規則に委ねるのが一般的とも記載されている。特に今回は、備品、物品、消耗品的については、規則運用するのがいいのではないかとということで、委任するものであります。

問、条例では、そうなっているが、議会で、頻繁に変わることはないか。答弁、規則に定めるので、この料金で運営をしたい。

問、電源は、どのような形で使用されているのか。答弁、建物、屋内、屋外にもコンセントがあり、現条例の中では、そのへんが明確ではなく、現実には、外の建物についているコンセントを使用の場合に、料金をいただいている。今回は、付属設備使用料に移し、屋外コンセントという形で明確にしたい。

問、キャビン棟は、定員が 29 人で、25 人から 1 人増すごとに、1,600 円増えるということの形か。これを、削除することは、29 人までが 3 万 5,000 円ということか。答弁、そうです。

他に、質疑はないので、質疑を打ち切り、討論に入りましたが、討論はなく、討論を終結し、議案第 99 号を採決した結果、全員賛成で、議案第 99 号は、原案のとおり可決をいたしました。

以上、審査経過と結果を報告し、産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 99 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 99 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 99 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 92 号 播磨高原広域事務組合理約の変更について

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 3 に入りますが、日程第 3 ないし第 6 につきまして、12 月 6 日の本会議で提案に対する当局の説明は、終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 3、議案第 92 号、播磨高原広域事務組合理約の変更についてを議題といたします。

なお、本案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条の規定により、佐用町教育委員会に意見聴取したところ、お手元に配布しております回答書のとおり、異議がないものでありましたことを報告をいたします。

それでは、これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 92 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 92 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 92 号、播磨高原広域事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 . 議案第 93 号 佐用町過疎地域自立振興基金条例の制定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、議案第93号、佐用町過疎地域自立振興基金条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） この条例なんですが、先日の説明で、8,600万円という補正予算が組まれています。まず、この起債のね、上限がいくらなのか、お願いします。

議長（矢内作夫君） 今、何言われたん。一番最後、何言われたんかな。もう1回ちょっと、ちょっと聞こえなんだ。

8番（笹田鈴香君） 起債のね、上限額。今、補正では8,600万円ですけど、結局、6年間延長されたいということで、この条例もできるわけですが、その上限額がいくらか。

〔町長「起債の上限額」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） うん、ちょっとわけ分からん。

8番（笹田鈴香君） 今年8,600万円ですが、これから6年間で、どれくらい借れるというか、積み立てれるか。

議長（矢内作夫君） 町長だろうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 起債の上限額じゃなくって、基金の上限額ですか。

8番（笹田鈴香君） はい、すみません。

町長（庵逄典章君） じゃあ、訂正してください。

8番（笹田鈴香君） はい、すみません。基金の上限額、ごめんなさい。間違えました。すみません。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 過疎債そのものが、また、国の方の全体の予算というものがあると思うんですけども、今の予定では、だいたい、この8,600万前後は、毎年いけるん

かなと見込みで、今現在は、おります。ですからまあ、6年間ですので、これの、だいたい6倍ぐらいが基金に積めるのかなと。

ただ、この基金も、積むだけでなく、翌年度からの使用も可能なんで、全体的に、積んだり、それからまた、崩して、基金の、事業にも充当していくようになると思いますので、最終的に、どこまでが上限になるかというのは、まあ、今のところ、まあ、はっきりとは答えられないのが、現状です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 結局、このお金をソフト事業にも使えるということで聞いているんですけども、外出支援とか、そういったものにも使われますが、だいたい重点的には、どういう物に使おうと。まあ、基金やらから、積み立てるわけですが、そのかわり、これの分を使えるということなんですけど、重点的なものは、どのような物を、この6年間で考えておられるか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） この後にも、過疎計画の中で出て来るんですけども、今までハード面だけのこう、過疎債の充当という中が、ソフト事業にもこう、充当されるようになって、そのソフト事業に充当する分の、まあ、一般財源がこう、浮いてくると。それをこう、基金として活用するということなんで、特に、補助金等のつきにくいような、特に、そして、この佐用町の振興にかかるといようなことで、現在、補正予算でも若干説明させていただきましてけれども、外出支援事業でありますとか、健康増進事業、あるいは、救急医療の確保でありますとか、農業の担い手、そういった、地域の課題に充当していければというふうに考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） その関連ですけれども、先ほどの起債の関係ですけれども、笹田議員の質問が正しいんですね。これはね、過疎法第12条に、新しく第2項が適用されたんですね。今まで、2項あったのが、1項加わって第3項になっておるわけですけれども、その中に、このソフト事業における上限、起債というのはね、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところに算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源を与えると。これ地方債をもって財源を与えるという起債なんですね。

それで、先ほど、課長の方から、8,600万円、22年度は補正組みましたけれども、この、

法に言う、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定める額というのが8,600万円だったかどうかを、もう1回確認をしてください。だいたい、このぐらいだろうと言ってましたけれども。それが1点目。

それから、2点目に、本基金条例において、第5条で、この処分が規定されています。で、この処分というものですけれども、いわゆるハードの場合だったらね、いわゆる1回限りですね。ところが、このソフトですから、例えば、外出支援事業なんかは、毎年、この経費がかかる事業です。その場合に、仮に今回、8,600万円の内の2,000万弱ですか、外出支援で、この過疎債を組んだとして、それを基金に入れる。そしたら、来年度、また同じように経費がかかる。この場合に、この場合に、いわゆる過疎債、ソフト事業の過疎債として、来年度要求したら、その金が認められる。逆に、認められなかった時に、この処分というのは、あくまでもソフト事業関係の事業に対しての処分か。いいですか。あの、つまり、8,600万円、例えば、今回やったら8,600万円ですけども、その事業に関して、来年度以降ですね、金が足らなくなったということで、それに限定して、この基金の処分をするのかどうか。そのあたりのことを、お伺いいたします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） まず1点目の、8,600万円ですけども、これは現在、県の方との調整の中で、この8,600万という形で、予定をしておりますので、この額で、総務省令に定める額というふうに思っております。

それから、基金の、その財源に充てる分なんですけれども、ソフト事業に充てる部分をこう、積んでいくわけですけども、事業の実施に当たっては、当然、ソフト事業もあるだろうし、それから、場合によっては、当然、ハード面であっても、単独分で、当然必要であれば、ハード面にも、この基金を充当していくという考え方であります。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ちょっと単純なことしか、よう聞かんのんですけどね、今、6年間、5億1,600万ほどになりますよね。それで、この17年度から20年度までの過疎債の発行は、14億ほどしてますわね。14億ほど。これは、間違いありませんね。

ほなら、今回は、6年間で、どんなんですか。その5億2,000万ほどということになるわけですか。そういう意味じゃないんですか。ちょっと、そこら、ちょっとお聞きしたいんですけど。

それと、もういっぺん、元利償還払いというのは、前は12年でしたね。やっぱり同じように、12年間で払うということなんですか。3年間据え置きというようなことなんですか。今回も。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 過疎債につきましては、このソフト事業に充当する分以外にも、今年度ですと、消防の積載車でありますとか、従来のハード分についても過疎債充当していきますので、ソフト事業の分だけが過疎債に充たるとのことじゃございません。

それから、償還ですけれども、これは、それぞれ、借入先の資金によりまして、据え置き、償還等も違いますけれども、従来ですと、確か、3年据え置きの12年というのが、政府資金が付いた関係で多かったと思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

7番（井上洋文君） はい。

議長（矢内作夫君） 他にありますか。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第93号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第93号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第93号、佐用町過疎地域自立振興基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第94号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、議案第94号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 本日、冒頭に過疎自立促進計画について、何点か訂正箇所の、冒頭にね、報告がありましたけれど、計画書を作成するのに当たって、校正などは、どういふふうになっているのか、ちょっとたくさんあり過ぎるので、その点、お伺いしたいのと。

それから、住民に対して、いろんな意見を挙げていただきたいということで、町の方がしておられますけれど、その点は、どれぐらいの方から、内容的にも特徴があれば、意見が出されたのか、その点をお願いします。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 計画案の作成につきましては、まず、企画防災課におきまして、原案等を作成しながら、それを各関係課に全て回しまして、前年、全計画、前の計画の未執行でありますとか、それから、新たに挙げる分、追加する分を十分内容を見ていただきながら、事業を、こう挙げてきております。

で、それを再度、取りまとめた中で、更に、もう一度、各課で確認をしていただきながら、進めてきております。その中で、訂正箇所がたくさんあったことは、改めてお詫び申し上げます。

それから、パブリックコメントにつきましては、出しておりましたけれども、意見等はございませんでした。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） パブリックコメントについてなんですけど、住民の方に意見を聞く上で、今回のようなやり方は、ドンドンこう、住民の意見をね、反映させていくという意味ではまあ、成功してないわけですから、その点は、今後のまあ、今回の計画にかかわらず、その他の関係でも、もっと意見が反映できるような方法として、改善していこうというようなことを考えておられるのかどうかを、先ほどの答弁で、再度お尋ねしたいと思います。

それと、具体的な関係でお尋ねしたいことがあります。すいません。

住宅関係のね、28ページの計画の中で、公営住宅建設でまあ、新たに住宅、この過疎計画の中で、建設計画挙がっているんですけども、前回の計画で挙がっていた、米田住宅、政策空き家なんですけれども、これは、落とされておりまして、この点は、住宅の建設に向けては、基本的には、計画、基本的な計画を作る必要があると思うんですけど、今回、落とされている件について、説明をお願いします。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） まず、パブリックコメントの関係なんですけれども、これにつきましては、ちょっと期間が短かったかなという点も反省しております。今後については、この計画案を、できるだけ早く取りまとめ、そして、意見を求める期間も長くしたり、あるいは広報、それから佐用チャンネル等、いろいろな方法で、意見を求めていくようなこ

とに努めていく必要があるのかなと思っております。まあ、今後は、そういう考え方でおります。

それから、公営住宅については、商工、

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 米田住宅の関係につきましてはですね、議員、先ほどおっしゃいましたような関係で、政策空き家というふうな状況でございます、過疎計画の中におきましてはですね、現在のところまあ、建て替えというふうな計画にはなっていないわけでございますけれども、この中でもございますように、公営住宅全体的なまあ、長寿命化計画ということで、現在ございます住宅のですね、長寿命化計画等を図っていく。あるいはまあ、建設するものについてはですね、平成 26 年度までにまあ、そういった計画を立てなければならないというふうなこともございまして、そういった中でですね、米田住宅等につきましても、長寿命化計画というふうな形での対応をさせていただきたいというふうなまあ、考えておるところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まああの、この計画は、過疎地域からの脱却というか、自立していくというのが、大きな目標です。そういう点では、ここの計画で、住宅の関係なんですけれども、計画にはないんですが、その、公営住宅をつくることによって、新しい住民、子どもさんが生まれて、その地域で小学校に行く子が、たくさん増えたということで、具体的に、住宅を建設することによって効果が表れておりますので、それにならって是非、新たな、ここに計画にはないけれども、新たに地域で住宅を建設をしていくというような要求もね、私は、聞いているんですけど、そういった新しい住民の声なども、今回の計画では、当初には、これ出てないんですけども、今後の中で、住民の要望は取り入れていただけるんでしょうか。お聞きします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） あのまあ、現在ですね、公営住宅約 500 戸、戸数ですね、町営住宅を管理をしておるところでございます。まあ、そういった中で、今後まあ、人口状況なり、需要と供給の関係でございますけれども、本当にまあ、必要であるかどうか、そういったことも十分検討しながらですね、建設をすべきかどうか、そういったこともまあ、検討していきたい。まあ、地域の声には、耳を傾けていくという姿勢を持っていきたいというふうな考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。
はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 19ページの工業の件で、オのところでですね、下から4行目に、今後は、西播磨テクノポリス圏域内における本町の役割を明確に、広域交通網の整備や企業立地を軸とした新たな用地開発、道路や工業用水など生産基盤の整備ということで書かれておると、それから23ページの一番上、観光、スポーツの、その上に、 という、鳥取自動車道のとから、ずっとあるんですけども、町としては、どんなんですか、テクノの方に企業誘致を主に持っていかれるのか、それとも、この、下の、この町内に企業誘致を推進していくのか。と言いますと、やはり、この町内にあった企業が、やはりテクノの方へも、何件か、やっぱり進出していっているというような現状なんで、やはり、この町内に、その企業をとどめておくというような、そういうことが、これからやっぱり必要ではないかと思うんですけど、そこら、どんなんですか。どちらを重点に、やっぱりしていられるんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 播磨科学公園都市のですね、開発状況でございますけれども、ご案内のとおりまあ、佐用町域に属する施設としてはですね、スプリング8の一部、それから創造の、環境体験館ですね、こういった施設が、今、現在立地をしておるところでございますけれども、今の状況としてですね、佐用町域における、そういった開発の見込みというものはですね、現在、立っていない状況でございます。

で、この旧の、旧と言いますか、この佐用地域内での工業団地の造成、企業誘致ということでございますけれども、ご案内のように、まあ円高でございますとか、あるいは、非常にまあ、厳しい経済状況の中ですね、企業というのは、日本の国から海外に流出をしていると、移転をしているというような状況が多く見受けられるわけでございますけれども、そういった状況の中で、企業誘致というのは、極めてまあ、難しいだろうというふうに、今、思っておりますけれども、この資料の中でも書かせていただいておりますように、宅地造成等をですね、やはりやることによって、若者の働く場なり、そういったものが確保できて参りますし、ひいては、人口増につながっていくというふうな観点からもですね、この計画の中にまあ、企業誘致なり、あるいは工業団地の造成というふうなことで、計画をさせていただいております、そういった適地なり、等、あるいは財政的な問題等も考慮しながらですね、将来に向けて、そういった方向で進んで参りたいというふうに考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、これ何で言うかいうと、今までにあった、やはり会社が、やはりテクノへ進出したりですね、それから、行くところがないというような、今回の立ち

退きでも、行く所がないというような現状になっているわけですから、やはり、そういう企業誘致をする、ある程度、その、所は、やはり確保しておかなければいけないんじゃないかと思うんですけど、そこらは、どうなんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 過去にですね、山脇でございますとか、あるいは久崎の工業団地というふうなことで、造成をしてきた経緯があるわけでございますけれども、その後まあ、具体的な工業団地の造成といったようなものについてはまあ、手がけておりません。しかしまあ、議員おっしゃいますように、非常に大切なことでございますので、この計画自体がまあ、5年間の計画でございますけれども、そういった中で、先ほど申し上げましたような、適地なり、あるいは財政的な状況等をですね、踏まえまして、そういった所があれば、造成なり、あるいは企業誘致に向けて、努めてまいりたいと、このように考えております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

7番（井上洋文君） はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） ちょっとテクノのことが出ましたので、関連しまして、29ページなんですが、一番下の行で、の中の、連絡バス路線網を実証運行するとなっているんですが、今もう、現実に三日月からテクノに実証運行されていると思うんですけど、他にも、まだ連絡網を考えられているのかどうか。すいません。間違えました、28ページ。すいません。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 記載しておりますのは、これは、22年度からの計画ということで、22年度、既に実施している事業も、この計画の中には、入れておりますので、この計画書自体が、この12月議会ということでこう、かけさせていただいてますけれども、22年の4月からの計画ということで挙げておりますので、ご理解いただきたいと思います。それからまあ、今のところ、他に、実証運行という考え方は、ございません。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番(笹田鈴香君) それは、分かりました。

で、その次、1ページなんですけども、この、位置と地勢というところで、基本的な事項いうところを書いてある、書いてあると言うか、部分なんですけど、ええっと何行目。11行目なんですけど、これもまあ、播磨科学公園都市いうことでこう、書いてあるんですけども、ここに書いてある、兵庫県立大学が書いてありますね、学術研究機関が集積しておりということを出ているんですけど、県立大学で言いますと、佐用町には、やはり大撫山にある天文台ですね、ここが県立大学の自然・環境科学研究所ということであるんですけども、やはり一番、シンボルとなっている、大撫山にある、この県立大学ですね、の研究所として、そして、その、なゆたもあって、世界的にも、今、注目して、訪れる人も、観光客も、それから、星を見て勉強する人もあるわけなんですけど、このへんは、なぜ、この基本的な事項の中に、西はりま天文台を、観光じゃなくて入れられなかったのか、そのへんをお尋ねします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、企画防災課長。

企画防災課長(長尾富夫君) 前計画を策定したのが5年前で、基本的に、特に、その、あまり、その、深く考えておりません。前計画で挙げているような状況の中で、特に変わりが無いようなところについては、同じような形で表現をさせていただいたということで、ご理解いただきたい思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、笹田君。

8番(笹田鈴香君) やはり、過疎地域の自立促進計画ということなんで、やはり過疎に、過疎ですから、ここに学生達が集まって来るということではね、凄く、大事なことだと思うんですよ。活性化にもなるし、過疎を防ぐ1つの方針にもなると思うんですけど、そのへんもよく考えていただきたいのと。

まあ、これに関連して、後にも出てくるんですけど、観光とか、レクリエーションの部分に西はりま天文台公園が出てきますが、教育という立場でもね、やはりもう少し、重点的に、この、天文台という、所というか、天文台もやはり、入れていただきたいと思うんですけど、そのへんは、いかがでしょうか。

議長(矢内作夫君) はい、企画防災課長。

〔天文台公園長 挙手〕

議長(矢内作夫君) 天文台公園長。

天文台公園長(黒田武彦君) お答えをいたします。非常に難しい問題を1つはらんでいると思いますのは、われわれの施設は、天文台公園として、最初に出来上がりましたよね。

で、2004年に大学の付置研究所として、自然・環境科学研究所に入ったという、途中からの参画ということで、ちょっと、行政の中にも、いわゆる町民の中にもインパクトが少

ないんではないかという、まあ、反省は、私どもの方であります。

で、ただ、まあ、そういう反省の中に立ってですね、できるだけ住民の方にも、自然・環境科学研究所の存在というものを知っていただくために、過去2回セミナーをやっております。

で、町民の方にも出席いただくために、防災無線を通じて、一昨年は、一番、住民にも直結するセミナーをやったんですけども、各系からですね、研究者に来ていただいて、特に、獣害対策というのは、大きなインパクトがあったと思ってます。

で、青垣町の森林動物センターからも部長に来ていただいてお話を伺いましたし、ですから、地元の方、非常に熱心に質問もなさいましたし、私の方からは、星空を活かしたまちづくりということで、過去から取り組んでいる、その、商工会にも、随分、お話をして参りましたけれども、お金を使わずに、財源を使わずに、まちづくりを行っていく方法等についても述べましたけれども、それが、なかなか活かされていないというのが、実際は、実態ですね。

ですから、これからは、この自然、環境科学研究所というのは、大学による地域貢献という、全国でも初めての研究所なものですから、兵庫県立大学としても、あるいは兵庫県としても、凄く大きな思いで進めている研究所なんです。

ですから、今般、兵庫県の方から、新行政改革プランというのが出ましたけれども、その中にも、既に活字になっておりますので、申し上げてもいいと思うんですけども、天文台と、いわゆる公園の部分、宿泊部門を分けまして、天文台の部門を直営化するというプランが、県から出されております。で、直営化してどうするのかといいますと、もう少し高等な教育機関としての役割を果せるように、大学院機能まで付与しようというところまで、今、決定がなされておまして、中身の具体的なプランについては、今、議論が始まったばかりで、これからのことなんですけれども、まあ、1年先になるのか、2年先になるのか分かりませんが、ますます充実をさせていく形で、大撫山の、この天文台公園あるいは、自然、環境科学研究所がこう、充実していこう。発展していこうという想定の下で、今、企画が始まっていますので、できれば、その過疎対策、当然ながら、貢献をしてきたいというふうに思っておりますので、地域貢献をしていきたいと思っておりますので、書き入れてもらうことには、やぶさかではありませんけれども、途中から入ったのは、天文台公園だけで、後の、4つの系というのは、最初から、その、施設と大学との、大学の研究所というのは、一緒に発足しておりますので、非常に分かりやすかったという点があって、ちょっと、われわれの場合は、分かりにくいというところが、ネックになっているんだろうと思っております。

それで、よろしいでしょうか。

8番(笹田鈴香君) はい。

議長(矢内作夫君) よろしいか。他に。

[岡本義君 挙手]

議長(矢内作夫君) はい、岡本義次君。

3番(岡本義次君) ページ21ページですね、スポーツのところに、今、大撫山のことの、天文台ですね、年間10万人の利用者がいるとか、世界最大の2メートルの望遠鏡なゆたも設置されておるとか、それから23ページのレクリエーションのところにも

すね、天文台のことを大きく取り上げられて、まあ、やられようとしております。まあ、こういう世界的な有名ないいものがあるんですから、そこにすね、この前、井戸県知事が、町長も聞いておられますけれど、西播磨農の10ヘクタールの土地、山がありますね。そこを公園として使うのであれば、佐用町に移管してもいいというようなことも、知事が申されたりしておるわけなんです。ですから、そういうふうなことも、やはり、こういう天文台を活かしたすね、そういう10ヘクタールの土地を、ただ、どう言うんですか、雑木を生やしてすね、とっておくんじゃなくて、一体となった、将来、開発いうんか、佐用町にメリットになるようなことね、やっぱり総合的に考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、そこらへんについては、どんなんでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 以前から、そういうご提案いただいておりますけどもね、今の天文台の公園、これも今、園長が話されたように、県の方も、非常にまあ、行革の中ですね、研究機関と、また、天文台の方、公園の方につきましてはすね、別途、今度もっと町の方にすね、移管をしたいというような意向があったり、いろいろと状況が、今、推移を見なきゃいけない状況にあります。ですからまあ、新たにすね、そういう大きな投資をしたり、まあ、その、いろんな開発なり、計画をしていくというのはね、まあ、研究はしていかなきゃいけない。したらいいと思っておりますけども、まあ、直ぐに、そういうことに取り組むという状況ではないということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） どう言うんですか、景気が落ち込んだりして、金もないということの中ですね、やはり、ひまわりでも10万人見えたり、それから天文台でも10万人、町外からお客さんが来てすね、佐用に部外の方が来て、お金を落とさず仕組みづくりいうんか、そういう、やっぱり観光をね、的なことも考えて、いっぺんにできなくても、将来、1つの青写真を描いた中ですね、徐々に、花の、どう言うんですか、年間、佐用町へ来たら、もう年々、ずっと年間、花が咲いておるぞと。春の桜から秋のもみじまですね、そういうふうなことを、やはり、徐々にでは、やっていく必要があるのかなと思っておりますし。

それから、ページ28のすね、番の棚田の美しい景観保全というようなこともあります。そして、そういうようなことであればすね、大木谷の、やはり道路がもう、もの凄く狭いわけです。ですから、どう言うんですか、普通車が、せいぜい通れるぐらいな格好の中ですね、やはり、余所からみえた方が、観光バスに乗ってすね、春の田植えされた時や、秋の稲穂が実った時すね、そういうバスに、バスが、乗っておったままですね、ずっと、所々には、避難所でバスが交わる、自動車と交わる場所をつけんなんかも分からんけれど、バスが、せいぜい、大木谷の、その棚田の分、見て、通れるぐらいな幅もすね、将来、していく必要があるんじゃないかと思うんです。そこらへんについては、どうですか。

議長（矢内作夫君） はい、誰が答えますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうね、観光バスまで入って来て、どんどん、人が、年中来ていただけるようなね、物を先つくるのか、道路を先つくるのか、それはまあ、どちらが先というのは、非常に難しいですけども、まあ、今のね、棚田の状況、まあ、地域でね、今、そういう棚田交流をしたりですね、そういうことをしている、していただく状況の中ではね、やっぱり地道にやっていくしかないというふうに思います。

それを、その、大々的なね、観光バスが入って来るような観光地ではないというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） それから、ページ 56 ページにね、利神城とか上月城の整備というふうに、オブラートに包んだようないい方されておりますけれど、これらについてもですね、やはり利神城についても、石垣が崩れたりしておりますので、まあ、もう少しですね、ある程度、その、どう言うんですか、1つの、何に向けてこう、やっていくんだというような、こう、どう言うんですか、書き方言うんか、その計画があってもいいんじゃないかと思うんです。そこらへんについては、どうでしょう。

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。えっ、教育委員会の方がええか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 計画の中にこう、挙げていただいて、実はあの、利神城にしましても、地籍調査が入って、きちっと境界がはっきりしましたら、次の段階の、この事業にこう、整備計画も一応持っておりますので、そうした事業。それから、上月城址は、概ねできておりますが、また、古墳につきましても、民地等の中にあるということでの調整。それから、三日月の陣屋も計画は作っておりますので、こうした事業も随時、いろんな国県の補助を得ながら、こうした、裏で過疎の対象になるような事業ということで、挙げさせていただいております。こうしたものも、概ね、順次進めていかなければいけないということで、この計画に挙げさせていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番(井上洋文君) 60 ページ、その対策、2であります、その上にあるんですけれども、段々景気も悪いし、財政的にも大変な状況なんですけれども、そこに載っておるように、市町の境界にとらわれない、広域的な発想での相互の機能の補完・連携に努める必要があるということなんですけれども、これは、テクノを中心にした一部事務組合等もできておるんですけれども、上郡、赤穂、備前とのゾーン構想等もやられておるんですけれども、そういうことに対する取り組みか、そこらの、補完・連携というのは、どういうことの連携になるんか、そこらを、ちょっとお聞きします。

議長(矢内作夫君) はい、企画防災かな。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、企画防災課長。

企画防災課長(長尾富夫君) まだ計画ですので、現在、赤穂、備前、上郡がやられておるような、広域の定住自立圏構想、そういったところまでは、今、具体的には、考えておりませんけれども、今後とも、そういう全体、全体的と言いますか、周辺の市町等、合わせた取り組みという、それが、どういうサービスということは、今、具体的には、ありませんけれども、計画としては、当然、今後の中で、関係するような所との協力が必要かなと思っております。

まあ、そういう中では、この岡山と兵庫の県境関係におきましても、岡山県、それから兵庫県に対して、いろいろな事業の関係でありますとかの要望、あわせ持って、兵庫県も岡山県に、岡山県の方も兵庫県に要望活動もしております。そういった中で、この地域の活性化が図っていったらということで、ここでは、記載をさせていただいております。

議長(矢内作夫君) よろしいか。
はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長(矢内作夫君) 鍋島君。

16番(鍋島裕文君) じゃあ、事業計画全体について、ちょっと確認をしておきたいと思っております。

今回の過疎計画で、ソフト事業が新規事業ということでね、計画されてますけども、ハード事業も新規事業が掲載されております。

確認したいのは、先ほど、この事業計画の仕分けの中でね、もう実施、完了済みの部分は、前回計画から落としたと。もう当たり前ですよ。

それで、確認したいのは、完了していないけども、前期計画があったが、今回、計画から落とした事業ですね、それら、あるのかないのか。あれば、それぞれの道路、橋梁、各事業のね、理由について、落とした理由ですね、それを伺いたいと思っております。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 私の方も全てについては、ちょっとお答えはできないと思うんですけども、基本的には、完了した事業については、先ほど議員おっしゃられたように、計画の中からは外しております。

それから、継続事業についても、当然、今後やっていく事業については、挙げておりません。

で、当然まあ、ソフト事業については、新たに挙げてきております。

で、本来、今回の中で、県の方からの指導があったのは、過疎対策事業債に充当しないような事業は、事業、落としてもいいのかなという話はあったんですけども、町としては、過疎対策事業に乗る、乗らんに係わらず、やはり、過疎地域の全体の自立促進計画なんで、従前どおり、そういった自立促進につながるような事業は、計上したいということで、県の方へも了解をいただいて、従前の計画と同じように、たくさんの計画を挙げております。

ですから、これ、この計画、事業が全て、過疎対策事業債にかかるという事業ではございませんけれども、そういう考え方で挙げておりますので、中には、落ちている事業があるかも分かりませんが、全体的には、前計画を引き続いて挙げているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと小さなことから伺いますね。分かりました。事業計画は。

46ページ、医療の確保の関係で、町民の方から質問があったら、どう答えるかなと思ったんですけども、診療所が、訂正もあったわけですけども、16箇所ということで、無床診療所ですね。この計上されている16箇所というのは、いわゆる医療法で言う診療所なのか、医療法というのは、医師が医療を行う場。ベット数19以下が、いわゆる診療所なんですけれども、その概念の診療所なのか、それとも、いわゆる針灸マッサージ、施術室ですね、も含めた診療所なのか、この内容について、お願いいたします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今、お尋ねの件につきましては、鍋島議員、前者で言われた数の医療機関でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ええっとね、私、計算したら、16 ないんだけど、ちょっと読み上げてくれる。

議長（矢内作夫君） はい、いや、ちょっと、どういうところがあるんか、説明してくれということ。はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ええっとですね、16 ですね。全部言うんでしょうか。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと言うてください。

健康福祉課長（野村正明君） はい。

ああ、そうですね。先ほど、言われた件で、ちょっと私、誤解しておりました。常に、常に医者がですね、在住、どう言うんですか、常に在宅しているという部分ではなくて、委託している部分も 1、2 ございます。

申し上げます。よろしいでしょうか。

16 番（鍋島裕文君） はい。

健康福祉課長（野村正明君） 特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘、千種川リハビリテーションセンター、花房内科クリニック、西新宿出張診療所、岡本医院、特別養護老人ホーム祐あいホーム上月、長田クリニック、岡尾医院、身体障害者療養施設シャイン、南光園診療所、尾崎内科医院、さかいクリニック、特別養護老人ホームはなみずき診療所、広瀬医院、織田医院、特別養護老人ホームサンホームみかづきでございます。

〔鍋島君「ああ、特養ホーム入っているん」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、

〔平岡君「まだ、手拳がってるやん」と呼ぶ〕

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） すいません。じゃあ、まず計画全般も含めてなんですけども、4 点ほどお伺いをします。

当初、平岡議員の質問で、この計画策定に当たっての事務的な手順、住民の意見をどういうふうにという話があったんですけども、その関連ですが、パブリックコメントは、非常に短期間の間で、募集をされたというのは、承知しておるんですけども、それ以外に、一般の住民の方の、この計画策定に当たっての参画ですね、そういう機会が持たれていたのか、持たれていないのかということです。

具体的に言いますと、例えば、計画原案が出来上がった時に、自治会長会なりでの報告、協議がされたのか。あるいは、各地域づくり協議会ごとでの報告なり、説明、協議がされたのということが、まず1点。

それから、2点目が、集落整備に関する項目ですけれども、特段まあ、今回の措置法の延長、ソフト事業の充実ということで、集落整備というのが、大きなポイントに、国なんか指し示している中では、書かれています。で、その中で、具体的には、集落支援なんかへの取り組みというふうな項目が、国ではもう、改正のポイントとして挙げられていたのではないかなというふうに認識しておるんですけれども、そういうふうなことの記述なり取り組みというのは、本町の、この計画の中には、どこにあるのかなというのが、2点目です。

それと3点目ですけれども、少し細かな内容になるんですが、ページ59ページと62ページの相関、関連なんですけど、この計画書全体では、それぞれ現状と、それからまあ、問題点を記述して、それに対する対策ということで、文中表記、それから一番最後に、その具体の施策事業を計上している形になっていきますけれども、この59ページに始まるころの、住民と協働のまちづくりですね、まあ、その大きい項目で言えば、その他の地域の自立促進に関し必要な事項という項目になりますけれども、ここの現状なり問題点、それから、その対策という部分の文中表記は理解できるんですが、それとその、62ページの計画ですね、河川災害復旧事業、治山事業、倒木処理対策事業という、この事業内容、これの関係が、ちょっと私は、今いち理解ができないんです。この具体的な対策の文中表記と、この表の具体的な事業項目の説明をお願いしたいのが1点です。

それともう1つ、非常にこれもまた、細かな部分ですけれども、ページ45ページ、地域福祉の関係での、45ページの表中、事業計上してあるところですね。事業内容で、過疎、一番下のところなんですけれども、この過疎地域自立促進特別事業の枠で、一番下に祝金の関係が計上されてあると思うんです。で、これが今度、先ほどの62ページですね、62ページから63ページにかけてですが、22年度から27年度の、この過疎地域自立促進特別事業分の再計上のところを見ていただくと、一番下ですけれども、62ページの一番下ですね、佐用郡医師会検診に振り替わってるんです。で、これ同じ計画の中で、このまあ、過疎地域自立促進特別事業ということで計上されているものが、ここの再掲のところで項目が振り替わっている理由なり、その根拠ですね、以上、ちょっと大きいこともちっちゃいことも含めて4点、お願いします。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） まず1点目のパブリックコメントでの住民参画については、今回はございませんでした。

それから、集落支援の関係については、特別な記載はしておりません。特にまあ、今、具体的にこうという考え方は、庁内での、この計画段階の中では、出てこなかったのかなと思っております。

それから、その計画表について、(3)の計画については、特にまあ、今まで、この計画全体の中に挙がってなかった、災害復旧事業であるとかを、ここに挙げたということで、おっしゃられるように、全体的な文書構成の中との絡みはないんかも分からないんですけれども、その他の、一番大きな、その他の地域の自立促進に関し必要な事項という中で、災害復旧等の事業の計画、どこの項目にも挙がっておりませんので、ここの中で挙げさせて

いただきました。

それから、45 ページと 62 ページの関係なんですけれども、確かにあの、おっしゃられるように、変わっております。ちょっと、私の方も、何で、ここがこうなっていたんか、ちょっと見落としてた関係があると思います。他のところは、だいたい全部再掲という形で、この一番後、挙げさせていただいておるんですけれども、これについては、ちょっと、最初の中で、修正ができてなかったのかも分かりません、申し訳ございません。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） やはり過疎対策の中ですね、やっぱり具体的にいろいろな問題、いろんなことがあるんですけども、それやっていくために、やっぱり集落、地域との関係が、非常に今、大事ですし、集落支援と言われるようにね、まあ、そのことによって、支援をしていくという、それは、今回の計画の中でも、57 ページの集落の整備という中でですね、現状の問題とか、その他の対策ということで、記載をして、今後のですね、その地域のコミュニティ、また、地域活動、地域まちづくり、これは地域づくり協議会等、今、実施してやっておりますけども、そういう中で挙げておりますから、また、具体的な、その、例えば、事業が、そこに入ってくれば、それは、それで、これに関連づけて、当然、実施をしていくという形になるうかと思っております。はい。

議長（矢内作夫君） はい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。えっ、

〔町長「人の問題。すいません、ちょっと。人の問題じゃないよね」と呼ぶ〕

〔石堂君「具体的な支援制度というのんが、あるんですけれども、そのことです」と呼ぶ〕

〔町長「具体的な、支援」と呼ぶ〕

〔石堂君「支援員という事業が、人です、当然」と呼ぶ〕

〔町長「ああ、人の問題を言われたんですか」と呼ぶ〕

〔石堂君「まあ、後で、また言います」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 45 ページと 62 ページのですね、差異でございますけれども、基本的には、私とこが見落としておったということだと思います。

これについては、ご案内のとおり、12月ですね、補正予算、先ほど、議員の皆さんおっしゃってましたけども、基金の関係で、出生祝、500万だったと思うんですけども、医師会については、平生ですね、住民の一般的な保健衛生、並びに、その在宅当番制ございますね。いわゆる救急医療ですね、そうった部分、全般的にお世話になっておりますので、これについても、確か、1,800万の充当をですね、しておると思います。12月で。いうことは、どちらも、過疎の課題の中で、ご活躍されている部分でございますので、もしお許しいただくならば、どちらも計上させていただくということで、お願いをいたしたいと思っております。申し訳ございません。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） それじゃあ、45ペーシと62ペーシの関係は、今、課長の方から口頭であった訂正内容で、この計画書が訂正されるということで了解をしたいと思っております。

で、まず住民参加、この計画づくりに対する住民参加からいえば、多分、法案が成立したんが、22年の3月、もう年度末ぎりぎりだったと思うんです。ただまあ、今回の、その延長法案の中をずっと協議されている中で、国の段階でも、特にその、過疎地域においては、実態として、合併市町村が、大半を、その中に占めていると。で、これまで過疎地域でなかった、非過疎地域ですね、そういう地域も含めて、今回の6年間延長された計画というものが練り直されなければいけないので、そこは、主体的に住民の意見を積極的に聞きなさいということが、一番最初に示されていると思うんですね。その観点から言えば、まあ、内部的に作った計画をパブリックコメント、1回というのは、これはもう、いかなもんかなと思うし、もう少し、早い段階から、住民、まあ、住民というのが、全体ということになれば議会ということになりますので、じゃなしに、具体の要望事項なんかも含めていくのであれば、自治会、あるいは、協議会というような所への投げかけが必要であったんかなというふうに思います。まあ、これは既に、時が経過していますので、これ以上は申しません。

後、2点目の、あの、さっき町長から答弁いただいた、集落整備の関係での、集落支援員の問題ですけども、これ、今回の法案の改正の中での、事前の研究会、過疎対策室ですね、総務省の。その中で重々協議されていますし、それまでに、第4次までの過疎計画事業の中にも、全国の中には、先がけて、こういう取り組みをされているところがあると、そういうふうなところをモデル表記して、特に、今回の延長の中で、こういう支援の制度について、取り組みなさい。まあ、取り組みますよという具体的な内容まで示して、いろんな研究会の報告書の中に挙げられていると思うんです。で、特に、項目としては、当然、この延長法案の中にもありますけども、1から9項目までですかね、具体的には、こういうことを、この計画の中に盛り込みます。盛り込みなさいということが書いてありますよね。で、その中の8番目で、集落の整備と集落機能の充実という項目があるわけですけども、この中の具体として3点、自治会活動への支援、それから、見守り体制への構築ですね、結局、その、集落機能が、段々、段々、低下して行って、集落独自では、なかなか、その地域の再興というものができないと。そういう部分に対して、人的な支援を外部から与えなさいという視点だろうと思うんですけども、ここに集落支援の活動をということ、織り込みましょうということが書いてあって、それと3つ目に、集落点検などの集落の実態把握。これは、その、送り込んだ支援によって、そういうふうな集落の実態を把握して、再構築に向けてどうしましょうという協議を始めていきたいと思います。ま

あ具体的内容に入ってくるんですけども、まあ、この、その、全国的に言えば、まだまだ実施している市町村というのは、非常に少ないと思うんですけども、やっぱりこういう項目、特に、本町のように、まあ、合併後、その、過疎地域、非過疎地域が交わった中で、限界集落がもう、ここ数年の内には、130の内の3割から4割ぐらいになってこようとする場合、こういう取り組みというのは、是非必要だろうと思うんで、まあ、今後の計画の見直しの中にね、是非、検討を加えていただきたいなと思います。

で、当然、集落支援のことについては、ご存知だと思うんで、それを具体的な取り組みとして、町の方で提案し、一度に130集落というのは、当然、無理ですから、町内の集落においては、いろんな積極的な取り組み、活動をされている自治会もありますのでね、そういうところに投げかけていって、こういうソフト面、特に、この6年間延長された中では、ソフト事業を重点にというふうなことも謳われてますのでね、そのあたりは、今後の計画の見直しに、是非役立てていただきたいなと思います。

で、後、もう1点、具体の、その、この事業の実実施計画というものが、できるのか、できないのかということと。

この計画自身の、ローリングですよ。それは、あるのかないのかという、その2点だけ。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 実施計画は、この主な事業について、それぞれ実施年度と、それから、あるいは概算事業等を入れながら、実施計画は作成して参ります。

それから、当然、ローリングは、必要でありますし、先ほど、言われたような、検討するような事項、またあるいは、追加する事項があれば、計画の見直し等も必要になってこようかと思えます。

ただ、事業、細かい事業のローリングについては、実施計画の中でのローリングになると思えますので、今後、計画の中では、ローリングというような形にはならないと思えます。追加項目が出れば、追加させていただくという形で、また、議会の方へ提案させていただくというような形になるのかなと思っています。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） すいません。3回目ですので、最後にします。

ページ59ページと、それから62ページの、その他の項目に、いろんな事業計上している関連で言うと、主には、この62ページに掲載されているのは、河川の災害復旧事業、治山事業、倒木処理等々ですね、でまあ、文中言いますと、例えば、35ページの防災のところの記述で、今後の対策という部分では、少し記述が弱いかなと思うんですけども、具体的な事業として35ページですね。こういうところに、災害関連の事業の継続実施とか、あるいはその、災害の未然防止というような項目ありますので、まあ、関連とするならば、ここに、十分当てはまるのかなと。あえて、その、59ページあたりの、全くその他というんか、ただ、項目としては、住民と協働のまちづくりみたいなのに、こういう項目をこじつけんでも、本文の中には、十分計上できるところがあるので、このあたりも、是

非、再考をしていただけたらと。まあ、見直しなり変更の機会があれば、その方が適切ではないかなというふうに思いますんで、以上で、終わります。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 単純というか、町民的な立場でお尋ねしたいんですが、言葉ですね、横文字で書いてある言葉で、ページ 59 ページに書いてあるコンセプトとは、理念ということで、ちゃんと説明があるんですが、26 ページの、鉄道のフィーダー交通とか、ライフステージとか、ここでおられる方は、皆、分かるかもしれませんが、一般の方には、分かりにくいと思うので、やはり、分かりやすい言葉で書いて欲しいと思いますが、そのへん、いかがでしょうか。

それと、もう1点、先ほど、天文台のことが出たんですけども、出たというか、私も質問したんですけど、一応、指定管理者に佐用町がなっております。で、その指定管理者としての立場で、この、基本的な中に入れなかった、また、教育の分野に入れなかった、書いてないというのは、どのようにお考えなのか、そのことを、もう1点、お尋ねします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 確かに、おっしゃられるように、一般の方が見て、分かりやすいような表現、言葉、この中で、もし、注釈できるような形がありましたら、考えさせていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） 天文台の関係、もう1つだったな。
笹田議員、天文台の関係、もう1つあったな。

8番（笹田鈴香君） 指定管理者として、この、書いていないことに対して、どのような考えでおられるのか、お尋ねします。

町長（庵逄典章君） その、書いてないことでは、書いてないということで、その、しょうがないですよ。

別に、それを無視しているわけでもないですし、教育の観点からだけではなくってね、それは、入っているか分かりませんが、教育は、教育としては、その部門もありますけども、観光やレクリエーションのところに入って、書いて、しておりますから、これは、今後、その施策の中で、十分まあ、そのことは踏まえて考えていきます。

議長（矢内作夫君） よろしいな。

まだ、ありますか。まだ、大分あるかな。大分あるようにあったら、ちょっといっぺん、休んで。ちょっと、質問があるんだったら、1人、先にもあるんや。まだ、他にあるんだったら。

〔石黒君「いやいや、ちょっと質問じゃないんじゃ。言わして」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、どうぞ。

13 番（石黒永剛君） これ次々と、これ、話が、このプランニングが訂正が入ったりしよ
んですけども、その訂正が入ったので、今日、採決とるのか。

議長（矢内作夫君） 訂正が入った部分で採決だと思うんですけどもね。

〔石黒君「ちょっと狂うてまうよ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） まあ、訂正というのは、数のあれぐらいの話やろ。

〔石黒君「次々と話が」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） まあ、他にも。

そやで、今、意見が出ようようなやつを、全部組み入れてみたいなこといいよったら、
今日採決いうわけにはいかんだろうと思うようなな。

〔石黒君「ちょっと、それを懸念するんで」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） とりあえず、ほんなら、休憩しましょか。

それでは、暫時休憩ということで、再開を 11 時いうことにします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 01 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、時間来ましたので、休憩を解き会議を続行いたします。

一言だけ、ちょっと言っておきたいんですが、この計画については、これ、基本計画だ
と思うんです。それでまた、実施については、実施について、また、いろいろな話し合い、
あれもあると思うんですけど、基本的に、基本計画の中に、こういう物も入れておいたら
いいんじゃないかというようなことを中心とした意見である方がいいんじゃないかなとい
うふうな気がするんで、そのことだけ、ちょっと含んでいただいて、お願いしたいという
ふうに思います。

〔町長「(聴取不能) じゃなしに、この原案で」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） そう、原案で議決。この原案で議決じゃなかったら、しょうがない
んです。

〔町長「原案の中で、考えてもらったら(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） そう、そういうことで。ほんでまあ、今、町長が言われたように、
実施計画の中でね、そういうつもりで、僕も今、言わしてもしろたつもりだったんですけど

も、まあ、そういうことで、ひとつお願いします。

新田議員が、ちょっとあの。ああ、来られた。はい、どうぞ。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） それでは、敏森君。はい。

4番（敏森正勝君） 今、言われておりますように、確かに、これは基本のもんであります。後、いろいろと変わってくるんじゃないかなというふうにも思います。

しかし、その中身の中で、19ページなんですけど、工業の分で見ますと、ちょっと、この文言の関係なんですけれども、ちょうど、4行目のところに、町内の資本蓄積は十分とはいえず、低調な設備投資、急速な技術革新への対応の遅れなどの問題ということが書いてあります。まあ、文書的には、これ全部読まさせていただくと、非常にこう、立派なことが書いてあるような状況に見えますが、ちょっと、僕の考え方だけで言わせてもらおうと、こういうことを書かれると、町民の人の腹の中を見たような文になってはいないかなというふうに思うんです。

で、この辺を、もうちょっとこう、考えていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思ったんです。

それから、もう1、2点なんですけれども、ちょっと47ページ見ていただきますと、計画書の中に、歯科保健センター建設事業と挙がっておるんですが、建設事業ですから、余分に建設するんですか、これ。

それと、もう1つ、49ページなんですけれども、49ページの中に、非常にこう、難しい問題を、次々と書いてあるんですけれども、ちょうど、真ん中よりちょっと下の方に、括弧書きで、「心の教育」の充実と「生きる力」の育成を目標に、指導者としての教師の意識改革と研修の実施、学校・家庭・地域の一層の連携による児童・生徒の育成に努めているというふうに書いてあります。まあ、最近の、この学校教育の中で、競争力が、非常にこう、なくなってきているのではないかなと思われる状況になってきております。

それと、心の教育も大事かもしれませんが、今現在、貧しい貧しいと言いつつも、非常に貧しい社会でないだけに、対抗心が非常にこう、薄れてきておる。自分さえ良ければ良いでは、心の教育は成り立たないというふうに僕は、思います。どのようにして、心の水を澄んだ水に取り戻すのかというようなことを、まあ、ちょっと、そういう中身が知りたいなというふうに思います。

それから、ちょっと、その下側に、3行目ぐらいなんですけれども、ちょうど、真ん中近所に、児童生徒の通級を促しと書いてあるんです。通級ということは、あんまりこう、ほとんど書かれていないというふうに思うんですけれども、促しという言葉につきましては、急がせるとか、計画の実行を促すというようなことに、使われる文ではありますが、通学を促進しというような方が、ちょっとこう、見よいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その3点ほど、ちょっとお聞きしたいと思います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず19ページの文言でございますけれども、現実はずいぶん、非常にまあ、工業者、あるいは商工業者含めてでございますけれども、昨今の経済状況と

というのは、非常にまあ、厳しい状況にございまして、新たな資本投資といったようなものですね、なかなかまあ、見受けられないというふうな現状の中からですね、こういった文言で、表現をさせていただいておりますけれども、不適切であるというふうに言われるなら、そうかもしれませんけど、現状としてはまあ、こういった状況にあるということで、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。

まず 49 ページの心の教育、生きる力の云々のところですが、まあ、確かに、最近、競争力がなくなったとか、そういうことを、よく言われますし、現実的に、私も、そのようにこう、感じておりますが、それぞれの学校においては、いい面での競争力。こういうものを育てよう、それは、一生懸命、今、やっているところです。

また、心の教育につきましても、新学習指導要領にも、心の教育という言葉が表記されておりますし、今後も、人を思いやる心だとか、まあ、辛抱、我慢する心だとか、そういうことを養っていきたいと考えております。

それから、適応教室についての、不登校傾向等の児童生徒の通級を促すと。これは、不登校になりますと、学校へ行かない、また、家から外へ出ないと。そういうことがあります。直接的に学校へ促すことが、第一の目的でありますけれども、学校へ行けない中で、ある子どもを適応教室に、まず一歩行かせると。その中で、いろんな悩みだとか、心の変化を求めながら、次に学校へ通学させると。こういう段階を追っているために、通級という言葉を使わせていただいております。

以上です。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 私の場合は、47 ページの歯科保健センターの建設事業ということでございますけれども、確かに、若干、誤解を与える言葉だと思えます。私も、見ておきながら、気になったんですけども、まずですね、ご案内のとおり、歯科保健センターについては、昭和 57 年か 8 年だったと思えます。もう約 30 年近くなるんですけども、そういった状況の中で、施設そのものが老朽化しているという部分がありますし、実際ですね、年間、大体ですけども、診療報酬については、2,000 万前後の売り上げをしているという中で、確かに、利用されている方も、現実いらっしゃいますから、そういった施設の改築ですね、そういった意味で、まず捉えていただいたらいいんですけども、実際、22 年度、私が担当してからですね、いろいろな一般質問いただいたり、議員の皆さんからも、いろいろご指導いただく中で、新庄先生ともお話したり、あるいは、厚生常任委員会の中でも、この問題を立ち上げていただいております。あえて言うならば、不遜な言い方ですけども、この歯科保健センターの問題提起をさせていただいておるというふうに、私は、曲げてでも理解をしたいなというふうに思っております。当然まあ、町長の方針としてもですね、これ以上の赤字をね、やっぱり減らす努力をせいと。あるいは、民間、医院ですね、それに圧迫しないようにとか。そして、また、職員についても、現状維持というふ

うな、3本立てでいく中で、古くて新しいテーマであります、在宅のですね、寝たきり、あるいは、弱者ですね、そういった部分を、もう一度こう、調査するような活動する中で、見直しですね、前回の、このセンターの、今までの検証とですね、そういった手法の見直しも、課題も含めた建設事業だと。建設という文字がついてまして、誤解を与えるんですけども、決して、この6年間の間に建てるというものでは、一切ございません。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、ほか。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 19ページの件でございますが、ちょっと、この文だけを見ますと、見下げた説明文になっていないかなというふうに、個人的にも思った状況なんで、ちょっと言わせていただきました。

それから、その、47ページの、その歯科保健センターの建設につきましては、今の話であればまあ、建設事業というような形になっておりますけれど、まあ、それでもいいんじゃないかなというふうに思います。

まあ、この、49ページの件、いろいろとこう、話があったりとか、子どもの件についても、いろいろと問題にもなっておりますし、しますんですが、まあ、こういう、その、ちょっとした文言がどうかなというふうに思ったんです。と言うのは、その、普通、この、通級というようなことを、あんまり言われたい状況でありますので、そういう意味での話しで、言わせていただきました。こういう文句については、通学の方がええんじゃないかなというふうに、自分では、思いましたので、そういうように思った状況であります。

そんなことで、次々、まだまだ、あるんですけども、内容的に、先ほども言いましたように、これからも中身が変わってくるという関係の中で、まあ、この、初めての、この会の中での話をさせていただいたようなことでございます。

はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） ページ数48ページの、保育園・幼稚園・小学校・中学校の概要という一覧表の中についてお尋ねするんですけど、前回の計画書の数字と、保育士数、保育園の保育士数が、平成17年、この40という数字は、変わってきているんですけど、その原因は、何なのかお尋ねしたいのが1点。

それから、18ページの、元に戻りますけれど、森林資源の現況等、保有形態別森林面積が、この計画を、前回と比較すると、新しい数字をできるだけ採用しているんですけど、これは、これで一番新しい物なのでしょうか。その点を、お尋ねします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 48 ページの 17 年の数字、確か、前回は、59 名で挙げていたんじゃないかと思うんですけども、前回の数字を確認してる中で、前회가、どうだったんか分からんんですけど、これの作る時のパンチミスだったんかどうか、分からないんですけども、実質的には、40 人ということで、前回の数値を訂正させていただいて、今回、40 人ということで挙げております。

ちょっと、詳しい原因は、分からないんですけども、そういう状況で、記入誤りだったんじゃないかなと思っております。

それから、18 ページの、この状況なんですけれども、農林業センサスの数字を利用しておりますので、農林業センサスの最新の数字、17 年の数字ということで、挙げさせていただいております。ですからまあ、もう少し経てば、22 年に実施した数字が出て来るんかも分からないんですけども、17 年の数字ということで、ちょっと、今現在としますと、開きがあるんですけど、ご理解いただきたい思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。はい、ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 94 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 94 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 94 号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 98 号 佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 6、議案第 98 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 前、4 年前もでしたかね、確認したんですけども、今回、提案説明で、いわゆるみなし過疎地域のことですね、旧南光町は、みなし過疎地域だったが、改正により、法改正により、そうじゃなくなったというような提案説明だったんですけども、

それ、ちょっと確認したいんですが、みなし過疎地域というのは、過疎法の第 33 条に規定されています。で、まあ、今回、過疎法第 33 条関係は、一切改正が行われていません。過疎法第 33 条はね。そのことからしたら、法、条文自体改正されてないのに、なぜ、ここでみなし過疎指定がね、地域の変更になったのか、そのあたりの説明を願いたいのですが。

議長（矢内作夫君） 総務課長かな。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 今回、その、今年の 3 月にですね、過疎法が改正をされまして、佐用町全域が過疎地域になったということでございます。過疎地域として、指定をされたということなんですけども、そういったことに伴いまして、今、議員、おっしゃいましたように、旧の南光町におきましては、みなし地域であったということで、同様のまあ、省令措置が受けれるというふうに定めておったところをですね、その部分が不要になりましたので、削除させていただきたい。こういうことでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 結局、今回、法改正でね、全域が過疎指定と。過疎指定というのは、過疎法第 2 条適用ですよ。過疎法 2 条適用ということで、過疎指定ということなんですけども、ただ、なぜね、何を理由に、全域が、今回ですよ。みなし過疎指定の条文も一切変わらずに、何を理由に、全域がね、過疎法 2 条適用の過疎地域になったのか、どのような説明を、当局、受けてますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） どういった理由で、そのみなし地域が外されたかというのは、私も分かりませんが、国の方から通知が来ておりますのは、従来ですとですね、今の現行、旧の現行法でございますけれども、現行法では、法 33 条 1 項のみなし過疎であるということでありましたけれども、通知が来ておりますのは、佐用町全域がですね、において 22 条の適用の全地域を過疎地域とみなすということで、まあ、通知をいただいておりますので、どの部分が、どうだったのか、そのへんについては、少し、ちょっと分かりませんが、そういったことでございましたので、今回、削除するということが、お願いをしておるものでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） あ の、これね、実は、合併時点で、この議会、当時、小河課長でしたかね、やりあったんですよ。どういうことかと言いますとね、合併時点で、みなし過疎地域なんかあり得ないんだという、こちらは質問したんですね。というのは、過疎の町と過疎でない町が合併した場合にね、まず、できた合併町が、いわゆる過疎法 2 条の、これ、45 年間に、30 パーセントの人口減、昭和 35 年からですか、平成 7 年までの、あの規定に適用できるじゃないかと。佐用町がね。ということで、合併時点で、全域がね、過疎法第 2 条の過疎地域だという議論をした記憶があるんです。で、それで、ちょっと、確認したいのはね、それからすれば、今回、全域が過疎地域になったということで、確かに、総務省の過疎対策室の全国過疎地域市町別一覧見ればね、過疎法 2 条適用の佐用町になってますわ。

しかし、前の時もね、5 年前も、そのように、過疎法 2 条適用の佐用町であったはずなんですよ。それからすれば、実は、みなし過疎なんか、なかって、全域がそうだったんだけど、何かの間違いで、みなし過疎扱いにしてきたいというのが実態じゃないかというふうに、私は、思っておるんで、その、今回、新しく、過疎地域になったという、通知があった内容をね、是非、議会に提示願いたい。この答弁だけでよろしいです。

議長（矢内作夫君） 何ぼ言われても分かん。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いやいや、前回、合併の取り扱いの中でですね、過疎地域じゃない所と合併すれば、過疎地域の地域、以前から継続して、そこは過疎地域、当然。しかし、そうではない所については、1 つの町として、合併した上で、法律的には、そこをみなし地域として、適用すると。全域を、だから、それだけ過疎地域にしていると、実質はそうですよね。まあ、その取り扱いで、何ら、問題はなかったんじゃないかと思うんですけども。今回は、その新しい、今度、新法、法律の中で、全域、新町 1 つの町となったんですから、佐用町が、今度は、新たに、全域が指定されたということですから、何も、その、問題にすることは、1 つもないと思うんですけども。

〔鍋島君「いや、だから、法が変わってないのにね、とにかく、その通知を議会に出して欲しいんだけど。今回、該当になりましたという」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 通知を。いや、過疎地域になりましたと指定した通知を、告示されたものを見ていただければ、それでいいんじゃないですか。

〔鍋島君「いや、出してください。今までみなし過疎地域だったという証拠とあれを」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） みなし地域。

〔鍋島君「拘っているのは、5 年前からもめとんや、これ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） まあ、後から、ほな、事務的に、いろいろと、ということなのか、

よく聞いて、できることはしますけども、まあ、何ら問題にすることは無いと思ってますわ。

〔鍋島君「（聴取不能）こっちは問題なんや」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、他にないですね。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 98 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 98 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 98 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7 に入ります。
日程第 7 は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。
お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、お手元に配布しております別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって、第 39 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会をいたします。
それでは、閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
今期定例会は、12 月 6 日開会以来、本日まで、17 日間にわたり、町政当面の諸議案を審議をいただきました。議員各位のご精励により、ただ今、閉会をすることができました。

ご苦労様でございました。

今回、提出されました案件は、一般、また、特別会計合わせて、約7億円に及ぶ補正予算をはじめ、各種条例の改正、工事請負契約の締結、同意人事等々、全てに適切妥当な結論をいただきました。ご精励に対しまして、心から、お礼を申し上げます。

また、町長をはじめ当局各位におかれましては、審議に対し、真摯な態度で、協力をいただきましたことに対しまして、深く敬意を表しますと共に、一般質問、また、委員会において各議員から出されました意見、要望につきましては、特に、考慮を払われ、今後の行政運営に十分こう、反映させていただきましますよう、要望するところであります。

まあ、年が明け、1月になりますと、河道整備事業等とも本格化して参りますが、まだまだ、用地交渉等にも、自体ができていない所もあるようであります。議員各位のご協力も合わせて、お願いをするところであります。

いよいよ本年も、後残すところ1週間余りとなってまいりました。ますますこう、寒さ厳しい中ではございますが、皆様方におかれましては、くれぐれもお体ご自愛をいただきまして、お元気で新年を迎えられますよう、ご祈念を申し上げ、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

また、新年1月4日には、よろしくお願ひしたいというふうに思います。ご苦労様でした。町長、あいさつお願いします。

町長（庵逄典章君） では、閉会にあたりまして、一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

本当に、長時間にわたりまして、いろいろと提案させていただきました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、全て原案どおりご承認をいただきまして、ありがとうございました。まずもって、お礼を申し上げます。

いよいよ、先ほど、議長お話しのように、今年も、残すところ1週間余りと、押し迫って参りました。災害からですね、早もう2回目ですね、お正月を迎えるということになりましたけども、今年1年間振り返りますとですね、災害からの復旧、復興、また、その対策、本当に毎日、全力を挙げてこう、取り組んできたというふうに思っております。議員の皆さん方もですね、本当に、ご苦労をおかけしましたけれども、皆さん、お元気でですね、この1年間、いろいろとご活躍をいただきまして、佐用町のためにですね、ご尽力を賜りましたことを、私からも、厚く、お礼を申し上げたいと思います。

今年1年で、全国的には、大きな災害も、やはり、発生をしておりますけれども、私たちの町、今年は、災害もなくですね、非常に暑い夏でしたけれども、比較的平穏な中で、復旧事業も、今、かなりまあ、進んでまいりました。

しかし、本格的な復興は、これからで、年明けからですね、本格的な河川の大規模改修等が、実施、開始をされる予定でございます。まだまだ、4年、5年、非常にかかる大事業でございますけれども、まず、最初のスタートが非常に大事だと思っております。まあ、それにかかる準備もですね、ようやく全て、それぞれ整っておりますけれども、まだまだ、用地の問題、また、移転をしていただく方々の問題、諸々、たくさんの課題を抱えております。まあ、年明けからも引き締めてですね、全力を挙げて、まあ、取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

本当に、このところ、まだ、インフルエンザも流行っているというような感じも、報道もありますし、また、クリスマス寒波ということで、明日ぐらいからですね、また、寒さが非常に、寒くなってくるというような予報もされております。

まあ、皆さん方におかれましては、ご家族、皆、元気で、良い年をお迎えいただき、また、来年、本当にあの、ますます元気に、今、佐用町発展のためにですね、ご活躍をいた

だきますように、どうぞ、ご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつに代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（矢内作夫君）

ありがとうございました。

午前 1 1 時 2 9 分 閉会
